平成21年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年4月28日(火)

- 場 所 教育委員会室
- 出 席 者 教育委員会 委員長 佐 藤 三千雄 同 委 員 外 松 和 子 同 委 員 青 木 真佐枝 同 委 員 加 藤 一 夫 同 教育長 薗 部 俊 介
- 議題
 - 1 陳 情
 - (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
 - 2 協議
 - (1) 光が丘地区小学校統合新校の校名について
 - 3 報告
 - (1) 教育長報告
 - 学校巡回相談専門家チームの設置について 学校緑化整備の進捗状況について 練馬区立小学校への自動体外式除細動器(AED)の配備について 平成21年度教育課題研究指定校等一覧について 第16回児童・生徒基礎調査結果について 情報教育推進事業の実施について 練馬区立富士見台小学校内への学童クラブ室およびひろば室(児童放課後等居場所づくり事 業)の整備案の変更について 荒川河川敷(笹目橋下流)における野球場の設置について その他 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

- 開会 午前 10時00分
- 閉 会 午前 11時40分

学校教育部長		河	П		浩	
生涯学習部長		郡		榮	作	
庶務課長事務取扱学校教育部参事		高	橋		廣	
学務課長事務取扱学校教育部参事		浅	野	明	久	
学校教育部新しい学校づくり担当課長		阪	田	真	司	
同	施設課長		金	﨑	耕	_
同	保健給食課長		唐	澤	貞	信
同	教育指導課長		原	田	承	彦
同	総合教育センター所長		佐古	田	充	宏
生涯学習部生涯学習課長		臼	井		弘	
同	スポーツ振興課長		櫻	井	和	之
同	光が丘図書館長		伊	藤	安	人

それでは、只今から、平成21年第8回教育委員会定例会を開催する。 本日は、傍聴の方が1名お見えになっているので、ご紹介する。 それでは、案件にそって進めさせていただく。 本日の案件は、陳情1件、協議1件、教育長報告9件である。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

はじめに陳情である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳 情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査 を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

事務局から、この件について何か新しい報告はあるか。

生涯学習課長

3月に、当委員会においてご報告させていただいた国と都の素案に対して、区として 意見を出しているという状況に動きがないので、特に報告はない。

それでは、陳情第4号については継続とする。

協議(1) 光が丘地区小学校統合新校の校名について

委員長

それでは、続いて協議案件に入る。光が丘地区の小学校統合新校の校名についてである。

光が丘小学校の学校統合については、教育委員会では、平成20年2月に区立学校適 正配置第一次実施計画として既に決定した。最終的には、8つの小学校の廃止と4つの 小学校の設置を内容とする練馬区立小学校設置条例の改正の依頼を区長に提出すること になる。本日は、この条例改正の前提となる新しい学校の校名について協議をしたいと 考えている。

統合新校の校名については、区立学校適正配置第一次計画に基づき、学校、保護者、 地域の代表による協議組織である4つの統合準備会において、昨年9月から本年3月に かけて検討をしていただいてきた。その検討の過程では、公募を実施し、数多くの案を いただいたことの報告を受けている。また、検討結果については、前回の教育委員会で 報告を受けたところである。

本日は、その報告に基づき、新たに資料が提出されているので、はじめに、事務局から資料の説明をお願いする。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明(説明要旨)前回の報告をふまえ改めて校名案を整理したことおよび統合 準備会の協議状況をまとめた統合準備会だよりを添付したこ とを説明

委員長

それでは、4つの統合新校の校名案を決定するための協議に入りたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、はじめに協議の進め方についてお諮りする。

光が丘第一小学校、第二小学校の統合新校、光が丘第三小学校、第四小学校の統合新 校、光が丘第五小学校、第六小学校の統合新校の校名については、それぞれ1つの案が 出されているので、まず、この3校について協議したいと思う。その後に、2つの校名 案が出ている光が丘第七小学校、田柄第三小学校の統合新校の校名を協議したいと思う。 このような進め方でよいか。 委員一同

よい。

委員長

それではそのような進め方をしていきたいと思う。 それでは、3校の校名について各委員のご意見を伺う。いかがか。

教育長

いずれの3校の学校とも、学校の近くにある区立公園の名称を学校の名称に使っている。また、統合新校の校名についても、最終的には教育委員会で決定するのであるが、 準備会で検討する事項となっている。手続面について補足させていただいた。

委員長

ただいま教育長からご発言があった。ほかにあるか。

加藤委員

今の教育長の発言を受けてであるが、この統合準備会での協議をどう受けとめるかと いうことが基本にある。教育委員会で校名を決める場合に、統合準備会のことをあまり 考えずに客観的に校名を考えるということも方法としてはあると思うが、統合準備会で 協議をして最終的にこのような案にまとめられたと思うので、統合準備会の存在を無視 できない、尊重したいと考えて進めていったほうがよいのではないかと考えている。

委員長

繰り返さないが、今、加藤委員からご意見が出た。いかがか。

外松委員

新しい学校づくりのための統合準備会で様々なことを検討してきている。校名もその 中の1つなのであるが、関係者の方々が何回も話し合いを重ねてこの校名についても絞 り込んできた意向があるので、なるべくそれを尊重していく方向がよいのではないかと 考える。

委員長

外松委員も加藤委員も教育長と同じような考えであるが、青木委員、いかがか。

青木委員

私もそう思う。統合準備会の意向を尊重するということで考えると、委員会が満場一 致で候補を決めてきている光が丘第三、第四と、第五、第六については、このまま光が 丘春の風、光が丘夏の雲ということで決定してもよろしいのではないかと思う。

この件については、地元で組織された統合準備会の中で協議されてこのような校名が あがってきているので、それを尊重することが一番重要だろうと思っている。 ほかには、ないか。

教育長

今、青木委員は2つの統合準備会で満場一致でとおっしゃったが、光が丘一小と二小 についてはいかがなのか。

青木委員

校名を絞り込んだ際にその場にいなかったので、わからないところがある。

教育長

一番多かったのは光が丘である。それについて前回説明があったが、そのときの状況 をもう一度説明してほしい。

新しい学校づくり担当課長

光が丘一小、二小の統合準備会においては、校名公募の段階で圧倒的に光が丘という 案が多くあった。また、そのほかにも光が丘四季の香、四季の香も多いという状態になった。それを踏まえて、統合準備会で3回にわたり検討していただいた中で、最後まで、 光が丘小学校とつけていってもいいのではないかというご意見もあった。その一方で、 事務局から、他との調和を考えたときに、光が丘小学校というのは母体校のような中心 性を示す学校になってしまうということと、他の統合準備会でも取り上げられたことも あるので、これについては配慮願いたいと申し上げたところである。

そういったことも踏まえて十分検討していただいた結果、まず、自分たちの思いとし て、光が丘小学校というのを最終的に取り上げられなくても、それを報告してもらうべ きではないかというご意見もあった。一方で、光が丘の住民として、ほかの地域の方の つき合いを考え、遠慮すべきではないか、それを避けて別の名前にというご意見もあっ た。統合準備会だよりでもご案内したとおり、最終的に投票になり、光が丘四季の香 たは四季の香小学校は10票、光が丘小学校は2票という結果になった。その段階で、 光が丘四季の香、もしくは四季の香小学校という名称に絞ってさらに検討していただい た。光が丘という名前に非常に親和性を持っているので、光が丘を冠した光が丘四季の 香小学校がよいであろうということで、最終的に投票の結果、光が丘四季の香小学校で 報告してもらいたいということとなった。それを受け、光が丘四季の香小学校が校名候 補であるということをご報告申し上げたという次第である。

委員長

今、担当課長から詳細な説明があった。繰り返さないが、光が丘という名前に非常に 愛着を持っているという話であった。青木委員よいか。 青木委員

よい。

委員長

ほかはいかがか。

加藤委員

結論を申し上げる前に、経緯や背景を簡単に振り返ってみたい。平成20年2月に適 正配置の実施計画をまとめ、公表したが、実施計画をまとめるまで、光が丘の地域性と か、歴史とか、人口動態とか、将来像とか、さらには光が丘の地域に類似した環境とか、 共通性とか、住民意識などを常に考えながら協議を進め、8校のうち4校に絞ったとい う経緯があった。光が丘という地域については、いろいろな意味で配慮しながらまとめ てきたという経緯があると思う。

統合準備会が発足して、創刊号は平成20年6月に出て、合併の8、9号が4月28 日に出た。その間、担当の課の骨折りなどもあって、教職員の声、子供の声、保護者の 声、地域住民の声なども聞きながら、まとめた経緯があると思う。

そういうことを考えたときに、いざ校名を決めるときに、1点目として、光が丘という名称、あるいは光が丘という地域への愛着といったものが相当強く出てきて、それを尊重されてこういう形でまとめられたということがうかがえる。であるから、地域住民の方が慣れ親しんだ公園の名称を取り上げて学校名とし、その頭に光が丘をつけようということでまとめたように私には受け取られる。

それからもう一点は、今の話し合いで、秋の陽小学校のことは後でということになっているので、少し先走るようなことになるかもしれないが、新4校の校名をつけるときの調和の問題ということが意見に出ている。そうすると、まだ残っている秋の陽小学校の問題があるが、光が丘というのを頭につけて公園の名前をとって学校名とするというのは、ここのところも尊重したほうがよいのかなと思う。先走るが、4番目のところでもそのようなことを含めて考えて名前をつけたらどうかというのが私の意見である。

委員長

今、加藤委員から意見があった。他に、ご意見等はあるか。

教育長

今、加藤委員から光が丘七小と田柄三小のお話があったが、まずそれ以外の3校を決め、4校目は別にやるということでいかがか。

委員長

それでは、ここでまとめたいと思う。光が丘第一小学校、光が丘第二小学校の統合校、 光が丘第三小学校、光が丘第四小学校の統合校、光が丘第五小学校、光が丘第六小学校 の統合校の校名については、資料の原案どおりでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのように決定する。

つぎに、光が丘第七小学校、田柄第三小学校の統合新校名については、2つの校名案 が出されているので、本日の協議によって決定したいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、各委員の了承が得られたので、そのように進めたいと思う。 各委員のご意見を再度伺う。先ほど加藤委員からご意見があったが、加藤委員、ほか につけ加えることはないか。

加藤委員

先走って申し訳なかったが、今までの担当課長の報告や、統合準備会だよりを読んで 考えると、光が丘七小の方は、田柄三小の方に1つの配慮があって踏み切れない。また、 田柄三小も、光七小に対してそういう思いもあって併記するような形になったのかなと 解釈するが、そこはそれで麗しいところだし、住民感情のあらわれであると思う。また 番地を調べてみると、この学校の所在地が光が丘である。そういうことから、先ほどの 続きであるが、8校を一緒に考えてやっているので、その地域の方々の心情、感情もわ からないわけではないが、光が丘を頭につけて校名を決めたらよろしいのではないかと いうのが私の考えである。

委員長

ほかにないか。

教育長

田柄三小は、この8校のうちで一番早く光が丘地域にできた学校で、光が丘の住宅建 設とは別にスタートして、田柄小の子供たちが増えたということで、田柄三小は分かれ てできた。そういった経緯があるが、地盤的には光が丘にできて、統合準備会でも田柄 三小の方、光が丘七小の方それぞれが、新しい学校の名前についてはそれぞれの考え方 で出された結果だと思う。私も加藤委員がおっしゃったように、光が丘の中の学校とい うことで統一性を持つ意味では、光が丘秋の陽小学校と光が丘をつけたほうがよいので はないかと思う。もう一校光が丘地区に残る学校で、光が丘第八小学校があるため、秋 の陽の前に光が丘をつけたほうが、教育委員会としてはよいのではないかと思う。 教育長からも、加藤委員と同じようなご意見が出た。ほかにいかがか。

外松委員

ただいまの教育長のお話い、田柄第三小の所在地は光が丘二丁目であるのに校名に田 柄がついていることが理解できた。田柄第三小の方々も、学校の成り立ちが、光が丘地 区の歴史の変遷に伴って新しくできた学校であるということを認識されたと推察する。 他の3校と同じように、光が丘をつけて光が丘秋の陽小学校とするのが、将来のことを 考えるとよいのではないかと考える。

委員長

ほかにどうか。

青木委員

同じ票数で、お互いの地域の方が思いやりの中でどうしても1つに絞れなかったということは、先ほど加藤委員がおっしゃったが、お互いの麗しい心のあらわれだと思うが、 大人が気にするほど児童はあまり執着してないのではないという意見もあったので、純粋に新しい学校ということで、光が丘をつけた光が丘秋の陽ということでよいのかなと思う。また、最初に光が丘がつくことありきで始まった校名の選択ではなく、話し合った結果この名前になったのだということを、今後も皆さんがわかり合えるのではないかということで、光が丘をつけた校名で決定をしてもよいのではないか思う。

外松委員

今、青木委員がおっしゃった最後のところは、とても大切なことだと私も考える。光 が丘を先につけることがあったのではなくて、皆さんが本当に話し合っていく中で、地 域を大切に思う気持ちがあって、公園名の先に光が丘をつけたいということでつけたと いうことは、ほかの方々にもしっかりと伝わるような発表の仕方などのご配慮を、ぜひ お願いしたいと思う。

委員長

ほかによいか。統合準備会としても、この2校の校名を選択して教育委員会に挙げて こられた。今ご意見を伺っていると、統合にあたっての全体的な調和を考えたときに、 光が丘という名称を入れたほうがいいのではないかという考え方と、所在地が光が丘で あるため、光が丘を入れたらいいのではないかという考え方があり、総体的には光が丘 を入れて校名をつけたらどうかということであった。

それでは、ここでまとめたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、光が丘第七小学校、田柄第三小学校の統合新校の校名案については、「練馬区立光が丘秋の陽小学校」といたしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのように決定をさせていただく。

それでは、最後に確認をするが、光が丘第一小学校と光が丘第二小学校の統合新校の 校名案は練馬区立光が丘四季の香小学校、光が丘第三小学校と光が丘第四小学校の統合 新校の校名案は練馬区立光が丘春の風小学校、光が丘第五小学校と光が丘第六小学校の 統合新校の校名案は練馬区立光が丘夏の雲小学校、光が丘第七小学校と田柄第三小学校 の統合新校の校名案は練馬区立光が丘秋の陽小学校と決定したいと思うが、それでよい か。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのように決定させていただく。事務局におかれては、速やかに条例の改 正に向けて準備をお願いしたいと思う。担当の方々、大変ご苦労願ってありがとう。今 後とも、きちんとした対応ができるように進めていきたいと思うので、ご協力のほどよ ろしくお願いする。

以上をもって、この協議案件については終わる。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いする。

教育長

本日は、学校巡回相談専門家チームの設置、学校緑化整備の進捗状況、AEDの小学 校への配備、平成21年度教育課題研究指定校等一覧、第16回児童・生徒基礎調査結 果等について、各課長からご報告させていただきたい。

委員長

それでは、報告のの説明をお願いする。

学務課長

資料の説明(説明の要旨)学校巡回相談専門家チーム設置の経過、専門家チームの目的 役割、活動の流れ等を説明

ご質問等はあるか。

青木委員

6月から実施するということであるが、チーム構成員の1番の医師や、2番の心理専 門家の方々に、個別にお願いをしているという状況になっているのか。

学務課長

まだ個別にお願いするところまではいっていない。現段階である程度、お願いするべきメンバーのリストなどの準備をしているところである。

委員長

ほかにどうか。

外松委員

裏面の真ん中あたりに巡回相談ということがある。学校のほうで、必要があったらま ず学校巡回相談員に相談するようであるが、その学校巡回相談員はどのくらいの人数が いるのか教えていただきたい。

教育長

それは12名とご報告している。

外松委員

相談専門家チームの構成員とは別に、エリアに分かれて12名いるということでよい か。そうすると、学校現場、校長や養護教員の方たちは、自分の学校だったら、どの相 談員の方に相談すればよいかということはわかっていて、その相談員の方のところに現 実的にはご相談し、場合によっては、専門家チームの派遣を要請することがあると、こ の図はそのように考えればよいのか。

学務課長

基本的には、委員のおっしゃるとおりの流れで巡回相談員を派遣する。

教育長

専門家チームを派遣するのではない。保護者が困っていること、気になることがスタ ートになるのである。実際学校は困っているが、保護者は全く意識していない場合があ る。そういう場合は、情報がいきわたらない可能性が出てきてしまうわけである。であ るから、保護者との相談・情報交換、それと理解・啓発するということが、まず第一な のである。そのつぎに、特別支援教育が始まるときに設置した校内委員会があり、コー ディネーターがいる。そこでの対応が難しいときに、専門家である巡回相談員の方に学 校へ来てもらい、専門的な相談を初めてする。保護者の承諾をとらないと、専門家チー

ムが児童生徒に支援は行えないのか。

学務課長

基本的に、学校巡回相談のシステムは、保護者というよりは、学校の中での子供への 指導を支援していく事業であるので、基本的には保護者の方の同意ではなく、あくまで も学校の各担当者に対する助言・指導が基本である。ただ、内容によっては、当然、保 護者のご参加をいただかないといけない場合があるので、最終的には専門家チームに行 くような場合に多いと想定し、チーム構成員のところに、保護者の出席を明記している。 いろいろなケースがあるが、基本的な状況をご説明申し上げた。

教育指導課長

他区市で私が校長をしていたときのことであるが、病的な疑いがあるが、学校から出 されてしまうとか病気扱いされてしまうなどの心配をされて、保護者の方が小さいころ からのことをなかなか言っていただけないことがあった。そういうときに、特に医師の 方が加わっていただくと、専門的見地から助言をもらうと、保護者の方も気持ちがほぐ れて、事態が好転するケースがあった。したがって、このような制度に医師を入れると いうのは、そういう意味があると考えているところである。

委員長

ほかにどうか。

加藤委員

1つ質問なのだが、チームの構成員でいろいろ考えておられるというのはわかるが、 参考のために、のその他の関係機関というのは、2、3挙げるとすればどんなところ が予想されるのか、聞いておきたい。

学務課長

のその他の関係機関であるが、いろいろなものが想定される。その事例に応じて、 区の、あるいは公的な関係機関がいろいろある。場合によっては、在籍校長やコーディ ネーターが入る。また、関係する子育て支援の機関の職員が入ったり、民生委員が入っ たりなど、それぞれケース・バイ・ケースである。

委員長

このような事業を行っているところは、東京都内ではあるのか。

学務課長

この学校巡回相談専門家チームは、もとをただせば国・都からガイドラインを示されたものであるので、23区の状況は細かくはわからないが、巡回相談はかなりのところで行っていて、専門家チームまで実施しているところも何区かあると聞いている。

こういう子供たちへの対応は大変難しくて、親も認めないということが一般的な考え 方である。人格の問題、あるいはプライバシーの問題があるので、なかなか表に出せな いということがある。学校の現場で一番苦慮しているところである。子供にとっては、 そういう診断を受けてそれなりの教育を受けたほうが、プラスになるだろうと思うが、 なかなか親が認めないというのが現状である。

チームを組んで学校あるいは保護者に対する指導・教育をしていただく、あるいは対応していただくということは、大変ありがたいことだと思っている。

では、報告のをお願いする。

施設課長

資料の説明(説明要旨)みどりのカーテン等について、植えている植栽の種類、実施している小中学校、平成23年度から全小学校に設置する目標があることを説明

委員長

ご質問等はあるか。

青木委員

何を植えているかということの説明をいただいたが、毎年、苗を新しく買ったり種を 買ったりする予算は、学校の予算の中に、みどりのカーテン用としてついているのだろ うか。

施設課長

特に予算に入れることは考えていないが、3、4年生の授業でそれぞれツルの授業・ 植栽の授業があるので、その授業を活用しながらやってもらっている。場合によって、 一般什器の一部を補助することは、施設課としてはそれ以上のものをというときには考 えている。

青木委員

ネットを吊したり、施設面積の設置状況ということであるが、みどりのカーテンになって教室が実際涼しくなったなどの変化の部分は、どのように把握していらっしゃるの か伺いたい。

施設課長

みどりのカーテンについて、東京都環境局から、大気浄化とCO2吸収もあるが、2、 3度から場合によっては4度から5度ぐらい温度が低くなるという調査結果が出ている。 ただし、状況によって違うので、環境面、教育面、景観面のいずれにおいてもよい結果 が出ている夏場については、みどりのカーテンに取り組んでいる。

ほかにどうか。

教育長

エアコンが入ったので、今、青木委員がおっしゃったように、みどりのカーテンをやったところの部屋の温度と、やっていない隣の部屋の温度との比較をぜひとっておいてもらいたい。それから、屋上緑化はどうなるか。他で実施したものではなく、練馬区の数値をとるようにしたいと思う。

それから、中村小学校の校庭の芝生は、たしか東京都の補助金で全額やったと思うが、 これが特定財源にはないが、どうなのか。環境局から全額で4,000万円ぐらいついた はずである。

施設課長

今確認できないが、東京都の補助事業としてできたのが平成19年度からであるので、 対象となったのは平成19年度以降である。中村小学校については、東京都のモデル事 業として平成17年度に実施したかどうかは、今確認できない状況である。

教育長

モデル事業で実施した。事業を計画していたら、東京都のほうが後からついたと記憶 している。資料の特定財源に国庫補助だけでなく、都補助金も記載されているので確認 した。

委員長

先ほど教育長からご意見があったが、過去に私も、屋上緑化した場合のその下の教室、 あるいは西側、南側、北側、1階、2階でどれだけの温度差があるのかという質問をし たことがあるが、それについては調べておく必要があると思う。

それからもう一点は、東京都で、校庭芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化を推進し ていくという方針を打ち出しているので、練馬区としても考えていく必要があると思っ ている。

それから、中村小学校の校庭の芝生は、すばらしい芝生であるが、学校で手入れをす るのが大変だなという感じがしている。参考までに申し上げるが、洋芝だけでなく、い ろいろな種類の芝生を混ぜて植えてもいいのではないかと思う。私の出た高校であるが、 高校で唯一の芝生化している学校であって、250メートルのトラックを芝生化してあ った。中村小学校みたいな立派な芝生でなくて、クローバーと和芝が混ざった芝生であ ったが、非常によかったので、そういうことを考えてもいいのではないかと思う。子供 たちの環境を整備することは非常に大事なことなので、この計画については進めていた だきたいと思っている。よろしくお願いする。

それでは、報告のをお願いする。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)全区立小学校に配備するAEDの配備計画、教職に対する研修 について説明

委員長

教職員への研修は大変大事なことと思っている。AEDに頼るということも大事なこ とであるが、AEDを取りに行くまで時間がかかる。手動でやらなければならないこと が出てくる場合があるので、実際に手動で対応できるような教育も必要だろう。 この前の東京マラソンのときに、ビッグサイトの医療救護治療の一員として私は参加 していたが、心臓呼吸がとまったということで、2名ほどこの除細動器を使わなければ ならない状況があった。皆さんご存じのように、一人はタレントの方である。電話が入 ってきたときに、この機械が来るまで手動で持ちこたえろという指示をして、救急の資 格を持っている方が対応してくれて助かったという例があった。機械に頼ることも大事 なことであるが、手動でやらなければならないということも認識していかなければいけ ないだろうと思っているので、よろしくお願いする。

ほかによいか。

青木委員

教職員に対する研修とあるが、保護者が学校にいるときに必要なこともあると思うので、PTAに対しても進めていただければと思った。

保健給食課長

現在、保護者向けにこういった講習をするという予定はないが、先ほど委員長もおっ しゃったとおり、機械の操作に加えて、人工呼吸や心臓マッサージ等の応急の救護につ いては、広く知っていただくことが肝要かと思われるので、検討させていただきたいと 思う。

委員長

前にもお話ししたことであるが、意識がない人に、すぐAEDを使ったために逆に亡 くなったという例がある。心臓が多少脈を打っているのに使ってしまったために、第二 次障害が出て亡くなったことがあるので、心臓がとまり、呼吸がない状態の方に対応す るということをしっかりと理解していく必要があるだろうと思っている。よろしくお願 いする。

報告のをお願いする。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度に発表を行う教育課題研究指定校等を報告

委員長

ご意見、ご質問等はあるか。

委員一同

ない。

委員長

つぎに報告の をお願いする。

総合教育センター所長

資料の説明(説明要旨)「ケータイについての児童・生徒および保護者の実態」というテ ーマで実施した児童・生徒基礎調査について、その結果と分析 内容等の概要を説明

委員長

このような立派な調査資料をまとめていただいたことに感謝申し上げる。これはぜひ 活用していく必要があると思っている。この件についてご質問等はあるか。

外松委員

本当に貴重な調査・分析、大変ご苦労さまである。今、ご説明いただいたように、携帯を所持している児童・生徒と保護者との間には、かなり意識のずれがあるのだという ことが、今回の調査で明らかになってきたと思う。そのずれがあるということを踏まえ た上で、今後、講習会や研修会を実施し、より成果を挙げるようにお願いしたい。

この調査を拝見させていただいて思ったのであるが、より成果を挙げるためには、ま だ子供に携帯を持たせていない保護者を対象にして、今後持たせていく可能性が大きい ので、事前に情報を提供し、子供に携帯を持たせるときにどういう約束事をするかなど の視点に立った研修会、講習会等を実施することが必要であると思った。ご検討いただ けたらと思う。

委員長

ほかにどうか。

教育長

本書の5ページに、「なぜ携帯を持っているのか」という質問に対して、「みんなが持っているから」とか、「家族や友達と連絡をとるから」とか、「家の人に持たされているから」とか、「その他」とある。携帯がだめというのではない。「みんなが持っているから」は別にして、「家族と通話」、「家の人に持たされている」と回答した子供には、携帯の代替手段が全くないのだろうか。便利だということを言っているわけである。便利さの代替手段がなくてだめだと言っても、携帯そのものはなかなかなくならない。このような使い道があるので、携帯そのものは別に悪いわけではない。そこがこの問題の難しいところである。

ほかにあるか。

外松委員

今の教育長のお話は、生活する者の現実だと思う。例えば、稽古事や塾に行っている 子供たちと連絡をとることでも、携帯を持つ以前だったら、塾や稽古事の場所から自宅 までは大体何分ぐらい、お友達とおしゃべりしながら帰ってきたとしてもこのくらいの 時間には着くという予測をもって生活しており、子供が戻らなかったら、途中で何かあ ったのかなというように生活してきたのである。しかし、携帯があれば、子供に連絡を とって、「今、どの辺?」と聞いたり、「今、終わったよ」と子供が親に電話を入れたり など、どんどん生活がそういう方向に流れてきているという現実があるので、なかなか 難しいところだと思う。意識のずれがあるということが今回の調査ではっきりしている ので、携帯電話を持たせるときに、親のほうが認識を新たにし、しっかりと子供と約束 し、手綱を引き締めて子供と取り組んでいくかということが急務であると考える。

加藤委員

今、読売新聞の朝刊で「親は知らない」という連載をやっている。それを読むと、そ ういうような実態がすごく進んでいるので、大変恐ろしさを感じる。先般、文部科学省 が学校への携帯の持ち込みを禁止にしたときに、この新聞記事を読むと、本物そっくり の100円ぐらいで売られている携帯があり、学校の先生が袋を持って集めに来たとき には、この本物そっくりのものを出して自分は本物の携帯を持っているということであ った。もっと高度なのは切手より小さいICカードを抜き、先生に出すそうである。そ のICカードの情報はまたつぎの機会にいつでも使える。教師や親の指導や判断よりも、 一部の子供は、はるかに先を行っているのである。

調査をした結果を各学校などに配付するようであるが、データを報告すると同時に、 子供と親や教師との間に相当ずれがあるということをきちんとつかんで対応しないとな かなか難しいと考える。非常に大きな問題を含んでいるように思ったので、ぜひこれだ けに終わらせないで、我々も常に関心を持ったり、あるいは親にそういうことを働きか け喚起したりしていかないといけないということを強く感じている。

委員長

全部この報告書に目を通したが、2日ぐらい議論してもよいぐらいの内容であった。 便利だからといって子供に渡すことは、いかがなものかといつも思っている。やはりき ちんと指導し、教育をした上で携帯を使わせるということが一番大事なことではないか なと思っている。

高校もそうだし、大学もそうであるが、講義していて「うるさい」と言うと、その間 は静かになる。下向いているのは勉強しているのかなと思うと、下で携帯をいじってい るのである。したがって、モラルの指導も含めてきちんと対応する必要があるのかなと 思う。大人が電車に乗ってきてカバンをあけて何やっているかというとメールである。 それで本当にいいのかなという感じを受けることがある。きちんと指導し、そして問題 に対する状況を見極めて、対応ができるような教育をしていくことが大事だと思ってい る。大変貴重な資料だと思う。

加藤委員

先ほどの新聞も、その辺も一つの課題にしていた。学校の教師は、服装や髪の色など に対しては相当厳しく指導するが、携帯などには比較的寛大だとのことである。どうや って対応したら効果があるのか、どうしたらいいのかは手探り状態で、指導の仕方もわ からないで困っているという実態なのかなと思うが、子供のほうから見ると、先生は携 帯については比較的甘いということである。その辺も含めて、佐藤委員長がおっしゃる ように、大事なポイントである。

教育長

7ページに、「家族から友達に相手が変わる」とあるが、このことは携帯の時代でなく ても年代が上がれば同じことである。この点は、何ら変わっていない。ただ、見えない ところで、親が子供に対して無関心になっていることが根っこにあるのだろう。下手に 言うと下手に動かれて困るので黙っている親が増えてきている。だから子供も相談しな くなってくる。昔から年代が上がれば親になど相談はしない。この辺は今までと変わら ない。

委員長

大変すばらしい調査結果が出ているので、これをどう活用していくかということは今後の課題と思っている。

それでは、報告のをお願いする。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)今年度、全小中学校で実施する情報モラル講習会の内容等につい て説明

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)情報リテラシー講座および講演会の内容、対象、講師等を説明。

委員長

ご質問等はあるか。

青木委員

講習会、講座を見させていただくことはできるか。

生涯学習課長

講座・講演会とも入場無料である。後ほど調整させていただきたいと思う。

青木委員

関連して小学校等の講習会は、いかがか。

教育指導課長

小中学校対象の研修であるが、校長会にお願いして、一人でも多くの保護者の方に参 観を求めているところである。全校実施であるので、ご都合のつくところにご参観いた だき励ましていただければと思う。また、昨年度、生活指導主任研修会でも事前に同じ 内容のものを実施しところ、小中学生向きの内容で、評判がよかったものである。

委員長

ほかにないか。では、報告のは終わる。 つぎに、報告のをお願いする。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨)2月27日の教育委員会で報告した富士見台小学校内への学童 クラプ室、ひろば室の整備案について、前回の案から変更があ った点を説明

委員長

ご質問等はあるか。よいか。

教育長

配置図の校庭の下部にある黒塗りしてある横長の四角い箇所が現行の施設である。新 しい施設は色を変えないとわかりづらい。

委員長

それではつぎに、報告のをお願いする。

スポーツ振興課長

資料の説明(説明要旨)区外の荒川河川敷の野球場を確保するまでの経緯、野球場の配 置等について説明

委員長

質問等はあるか。更衣室等はついているのか。

スポーツ振興課長

1ページ目の2(7)に、整備内容について記載させていただいている。可動式バッ クネット、仮設トイレ、可動式倉庫等は設けるが、更衣室は設けない予定である。河川 敷にあるので、川の水が増水したときに取り外し等ができなければいけないという条件 がついているため、多くの工作物を置くことについては許可がおりないという状況であ る。そのため、最低限必要なトイレ等は置けるが、ほかのものについては置かないとい う形で考えている。

委員長

よいか。それでは、報告の を終わる。 その他の報告はあるか。

庶務課長

教育委員会の後援名義であるが、4月実施事業の追加分と5月実施事業であるが、2 4件ある。特にご説明する内容はない。

委員長

私から1点ある。皆さんも既にご存じのように、豚インフルエンザが盛んに叫ばれて いる。学校等に対する指導対策をどのように考えていらっしゃるか。

学校教育部長

本日朝一番に、フェーズが3から4に上がったというWHOの発表があった。それを 受けて、本日朝、練馬区としても健康危機管理対策本部を立ち上げた。そういう中でい ろいろと情報交換をしているところである。練馬区の現在の行動目標としては、現在は、 国内発生期ではなく、まだその前の段階の海外発生期ということであるので、今申し上 げた本部を立ち上げると同時に、情報交換に努めるという段階である。各学校その他に 対しての対応については、至急検討を加えて実施に移していきたいと思っているが、現 段階では、通常のインフルエンザ対策である手洗い、うがい等々について検討を図り、 改めて学校側に情報を提供しながら運営をしていく。また、学校給食の調理員等に対し ても同じような注意喚起を行っていく。学校長に対しては、5月のゴールデンウィーク に海外旅行に行かれるご家族の方もいらっしゃるであろうし、常に情報をキャッチでき るようにアンテナを高くし、注意をしていただくことを喚起するような文書の発送を考 えていきたいと思っているところである。

いずれにしても、休みにこれから入るので、休みの間も情報の収集、あるいは情報を どのように伝えていくかということについては、十分留意して対応を図ってまいりたい と考えている。

教育長

名称は、豚インフルエンザではなく、新型インフルエンザである。

学校教育部長

新型インフルエンザに今日名称が変わったので、豚インフルエンザという言い方では なくて新型インフルエンザである。

教育長

区の保健所のホームページに、豚肉を食べたら移るのかという質問に対し、豚肉は食

べても大丈夫であるという内容が載っている。

委員長

熱処理すれば大丈夫である。

教育長

熱処理しなければいけないのか。区のホームページには特に熱処理のことは書いてなかったが。

保健給食課長

基本的には、食用の豚については、出荷段階で消毒をしており、ウイルスは71度で 一応死ぬということなので、少なくとも調理に関しては85度で1分という基準を持っ ているので、食用に関して異常はないものと認識している。

委員長

何はともあれ、子供たちの健康の問題であり、子供たちは地元であるが、先生方とか 外部から来られる方はいろいろなところを通って来るのだから、その点が気になった。 それから、1週間から10日ぐらいの潜伏期間があるので、感染していてもわからない 場合があるため、きちっと対応するということが大事ではないかなと思っている。

学校教育部長

追加であるが、練馬区としては、相談窓口を立ち上げている。本日から連休中も含め て、平日、祝日問わず相談を受け付ける発熱センターを立ち上げたということである。 なお、平日夜間、あるいは休日の夜間については、24時間体制で東京都が「ひまわり」 という相談窓口を設置しているので、至急区のホームページで区民の皆様方に周知して いきたいと考えている。

委員長

新聞等でもご存じだと思うが、結核も増えてきている。結核の場合は6カ月から1年 ぐらいの潜伏期間があるので、なかなか出てこないことが多い。気がついたときには既 にばらまいているという状況であるから、それも子供たちの健康を考えた場合には、き ちんと行政として対応する必要があると感じた。ほかにはないか。

青木委員

新学習指導要領への対応について、外国語や理科などの補助といった対策はできているのか。

教育指導課長

小学校外国語活動については、従来から入っていた日本人で英語が堪能な方である補助員を、5、6年を中心に年間35時間あるが、27時間について配当を従来より増や

した。それから教員向けの対象の研修会を充実させた。また、英語ノートおよび指導書、 DVD、CDの実際の使い方の講習もやっている。以上が小学校英語活動の対応である。 理科、数学、中学校の武道についても、かつて実験を実際やったことがあるベテラン の先生などに講師になってもらい、若手の教員対象の研修会を組むなどの準備を整えて いるところである。

委員長

ほかにあるか。

教育長

今の青木委員の外国語活動補助について、外国語活動指導員は、全校69校に手当は できたのか。

教育指導課長

外国語の指導員は、全校69校に配当している。

教育長

配当ではなくて、実際に人はいるのか。

教育指導課長

実際に全校に人の確保がきている。

委員長

練馬区で実際に英語の指導に当たっている外国の方は何人ぐらいいらっしゃるのか。

教育指導課長

私の記憶では、昨年度3人の方がいらっしゃった。 好きな食べ物、運動などの子供の活動は、学級担任が内容を構成するのに向いている。 それを相談するときに、日本語の不自由な欧米系の外国の方より、例えば商社勤務で戻 られて夫と一緒に行って英語が堪能であるような日本人の方のほうが相談に向いている だろうという判断により、日本人で英語が得意な方をあえてつけたのである。

委員長

その他にあるか。

委員一同

ない。

委員長 それでは、以上をもって、平成21年第8回教育委員会定例会を終了する。